

三原市立幸崎小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月3日策定

1 はじめに

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものとなっている。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に対する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

この国の基本方針を受け、本校では、いじめに取り組む基本姿勢を「人権尊重の精神を貫く教育活動を展開すること」とする。全ての児童をいじめに向かわせることがなく、いじめを生まない土壌を作るため、学校・家庭・地域が一体となった組織的で継続的な取組が必要と考える。学校全体としていじめ未然防止、いじめ防止の取組を継続して行うためこの基本方針を定めるものとする。

2 国の基本方針について

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

基本方針の内容

- いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定める

ものである。

- 国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

4 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査⁶の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめ防止についての基本的な方向

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

6 組織の設置について

「三原市立幸崎小学校いじめ防止のための基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、児童が安心して学べる学校づくりをすすめるため、「いじめ防止委員会」を設置する。（別紙：いじめ防止委員会設置要綱）

① いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

② 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「①」のいじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、

同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、三原市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A役員との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 三原市教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

③ 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、そ

の結果に基づき、実施計画の修正を行う。

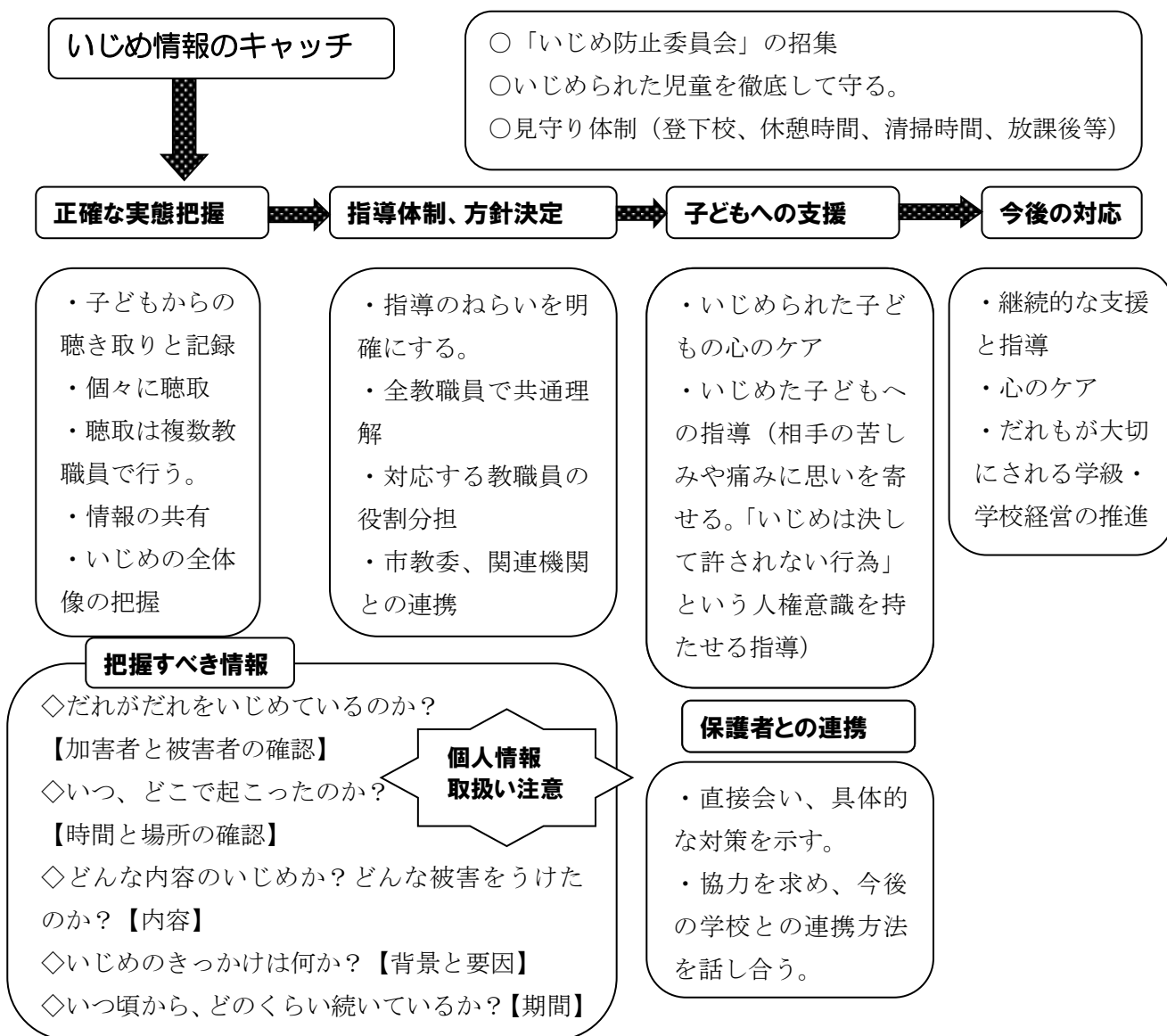
- (2) いじめ防止委員会において、アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

7 生徒指導体制、教育相談体制について

(1) 生徒指導体制

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。

①いじめ対応の基本的な流れ



②いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（別紙）

（２）教育相談体制

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。これは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。

また、相談体制を整備することが必要となる。本校では、担任による定期的な個別面談の実施とともに、「いじめ相談窓口」を開設することとする。「いじめ相談窓口」担当は、教頭と生徒指導担当教諭とする。

（別紙：いじめ相談窓口）

８ いじめ防止についての具体的な取組内容

（１）未然防止のための取組

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

そこで、本校では、別紙のとおりいじめ防止のための年間計画を策定し、実践していくものとする。（別紙：幸崎小学校いじめ防止のための年間計画）

（２）早期発見・早期対応の取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要であると考え次のことに取り組む。（別紙：幸崎小学校いじめ防止のための年間計画）

- (ア) アンケート調査（毎学期末）、個人面談（毎学期）を年間通して計画的に実施し、日頃から児童の状況把握に努める。
- (イ) 「いじめ相談窓口」を機能・充実させ、教職員と児童、児童間の共感的な人間関係づくりに努め、児童との絆を深める。
- (ウ) 学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有化し、共通理解と役割分担を明確にしてチームで対応するなど組織的な対応を行う。
- (エ) 事実関係の把握は、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行う。
- (オ) 学校のみで解決しようとせず、速やかに保護者、関係機関及び教育委員会と適切な連携を図る。
- (カ) 保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾けるとともに、迅速に対応し、学校全体で取り組む。
- (キ) 学校の指導方針及び指導計画等の情報については、保護者や地域へ積極的に公表し理解を得る。
- (ク) 個人情報の取扱いに留意し、事実を隠蔽することがないように正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

9 教職員の資質能力向上について

いじめを許さない学校をつくるためには、「いじめは、人間として絶対に許されない。」との意識を、学校教育全体を通じて、児童の心に定着させるとともに、被害者の心の痛みが理解できる思いやりを育てることが必要とされる。そのためには、教職員が加害者と正面から向き合い、「いじめがなぜいけないのか。」を自らの生き方や思いを重ね、本気で語る事が大切である。さらに教職員が被害者を守りきる事が重要であると考え次のことに取り組む。（別紙：幸崎小学校いじめ防止のための年間計画）

- (ア) 「いじめは人間として絶対に許されない。」との意識を、学校教育全体を通じて、児童に徹底する。
- (イ) いじめを行う児童に対しては、特別な指導や学校教育法第35条に基づいた出席停止（義務教育）等の措置も視野に入れ、毅然とした対応を行う。
- (ウ) いじめられている児童については、日頃から学校が徹底して守りきるという姿勢を示す。
- (エ) 教職員が児童一人一人をかけがえのない存在ととらえ、指導する。
- (オ) 教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように自覚ある言動に努める。
- (カ) 教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく継続した指導を行う。

10 関係機関との連携について

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携を図る。

① 教育委員会との連携について

本校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。(別紙：いじめが起こった場合の組織的対応について)

② 警察との連携について

本校は、地域の警察との連携を図るため、体制を整えておく。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に三原警察署や幸崎駐在所に相談し、連携して対応する。児童の生命、身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。

③ その他関係機関との連携について

いじめた児童のおかれた背景に家庭の要因が考えられる場合には、東部こども家庭センターや三原市子育て支援課と連携して対応する。

11 地域や家庭との連携について

「幸崎小学校いじめ防止基本方針」を公表し、保護者や地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて民生委員・児童委員等の協力も得るよう努める。

学級懇談会、PTA 総会、学区懇談会等でいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみで取り組む。また、民生委員・児童委員、地域子ども会、少年野球チーム、老人クラブ等の地域の各種団体と日頃から密に連携を図り、児童の気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努める。

12 外部講師等の活用

三原市教育委員会指導主事を招聘し、いじめ未然防止やいじめが起こったときの組織的対応等の研修を実施する。